

**【事業者向けインターネットバンキング】 利用限度額設定依頼書 (兼) 補償要件承諾書・受領書**

枚方信用金庫 御中

申込日 年 月 日

名前 会社名		届出印	
-----------	--	-----	--

私(当社)は【事業者向けインターネットバンキング】利用にあたり、貴金庫が定める安全対策を講じていなかった場合および貴金庫の補償限度額を超えて本サービスを利用する場合は、不正支払による被害の全額またはその一部について貴金庫の補償が受けられない場合があることを承諾します。

尚、不正支払による被害が発生した場合は直ちに貴金庫に通知し、警察の捜査についても協力することを承諾します。

**1. 振込指定日1日あたりの取扱限度額とセキュリティ対策 (限度額は必要最低限の金額を設定して下さい。)**

口座種別	当座・普通				代表口座番号					
都度振込 取扱限度額										
	万円				総合振込 取扱限度額					
利用予定の セキュリティ 対策	①ワンタイムパスワード				②電子証明書	①②どちらも 利用しない				
	ハードウェア		ソフトウェア							
	□ (    ) 台		□		□		□			

※①と②は併用することも可能です。

以下の項目をご確認の上、(□) にチェックを入れてご提出ください。

**①ワンタイムパスワードを利用される場合の確認事項**

- ワンタイムパスワードとは、資金移動時にワンタイムパスワード生成器（ハードウェアまたはソフトウェア）から発行される一回限りの使い捨てパスワードを使用して認証を行うものでハードウェア方式とソフトウェア方式があります。
- ハードウェアを選択された場合は、1 事業者につき 1 台目は無料、2 台目以降は 1 台につき 1,000 円(税別)を申込時に代表口座から引落させて頂きます。
- ワンタイムパスワードを利用するには、ワンタイムパスワード生成器の登録作業が必要になります。ハードウェアを選択されたお客様は、後日郵送（約 1 週間程度）で届くワンタイムパスワード生成器を登録、ソフトウェアを選択されたお客様は、ご自身のスマートフォン端末にワンタイムパスワード生成器アプリを無料でダウンロードし、登録作業を行ってください。
- ハードウェアの電池切れや故障・紛失、または、ワンタイムパスワード生成器の切替作業を行わずにスマートフォン端末を変更した等の場合、ワンタイムパスワードの解除手続きが必要となります。手続きが完了するまでは、本サービスでの資金移動を行うことができません（参照は可能）。

**②電子証明書を利用される場合の確認事項**

- 電子証明書とは、お客様の情報を保有した電子的なデータのこと、電子証明書をパソコン(「Windows」パソコンに限ります)に取得して認証を行う方式となります。本サービスを利用できる端末が、電子証明書を取得したパソコンからのみに限定されます。
- 電子証明書の取得は、発行後 80 日以内に取得していただく必要があります。取得期限を越えた場合、再発行の手続きを行うまでは、本サービスが利用できなくなります。また、電子証明書を取得したパソコンの故障、利用するパソコンを変更する場合も、再発行の手続きが必要となります。
- 電子証明書は 1 年間の有効期限があるため、本サービスを継続して利用するためには、有効期限終了前に電子証明書の更新手続きを行って下さい。期限切れ 1 ヶ月前になると、ログイン時に通知が表示されます。電子証明書の更新が行われなかった場合、有効期間の満了をもって、本サービスを利用することができなくなります。その場合にも、再発行の手続きが必要となります。

**①②どちらも利用されない場合の確認事項**

- 「電子証明書方式」と「ワンタイムパスワード方式」のどちらも利用されない場合は、ご契約者様が決定したお客様 ID および各種パスワードによりご契約者様ご本人であることを確認する「ID・パスワード方式」となります。
- 「ID・パスワード方式」は、不特定多数の端末から本サービスを利用できるため、「電子証明書方式」「ワンタイムパスワード方式」に比べてセキュリティは低下します。この方式をご利用する場合はご契約者様の責任についての使用となる為、不正取引による被害補てんの対象外とします。

## 2. 不正な支払い等の補てんについて

- 個人のお客様は、お客様 I D および各種パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に、このサービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、請求要件に基づいて補てんを請求することができます。
- 法人のお客様は、お客様 I D および各種パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に、このサービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、以下の各号に該当する場合に、請求要件に基づいて補てんを請求することができます。
  - ・利用端末の推奨環境（※）で本サービスを利用し、OS やセキュリティ対策ソフト等の更新が行われていること。
  - （※）推奨環境は都度変更されますので、当金庫ホームページをご参照ください。
  - ・「ワンタイムパスワード」「電子証明書」の両方、またはいずれかを利用されていること。
  - ・パスワードを厳正に管理していること。
- 不正な資金移動等がお客様の故意または過失による場合を除き、このサービスを不正に利用されたことの届出（通知）された日の 30 日前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害額に相当する金額補てんするものとします。
- 不正な資金移動等がお客様の過失による場合は、当金庫の判断により事案の内容に応じてお客様の損害の全部または一部を補てん出来ないことがあります。
- また当金庫が善意かつ無過失であり、お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人、従業員によって行われた場合にも補てん致しません。
- 補てんの限度額は、法人様の場合は 1 口座あたり 3,000 万円まで、個人・個人事業主様の場合は 1 口座あたり 1,000 万円までとなります。限度額を上回る被害額については補償が受けられませんので、補償範囲内での上限額を推奨します。

※但し、お客様の安全対策状況によりその一部を補償させていただく場合もあります。）

## 3. 免責事項等

- 次の各号の事由によりこのサービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによってお客様に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - ・災害・事変、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったとき。
  - ・システムについて相当の安全策を講じたにも拘わらず、通信機器、専用回線、電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、このサービスの利用が不能や取扱いが遅延したとき。
  - ・当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。
- 本サービス利用のための正常に稼働する環境については、お客様の責任において確保してください。万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または意図せず成立した場合、お客様に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

## 4. 受領確認

	書類名	受領	説明
お客様受取分	事業者向けインターネットバンキングサービスのご案内と手数料について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業者向けインターネットバンキングサービス利用説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申込書（お客様控）	<input type="checkbox"/>	

< 金庫使用欄 >

□ 事務部へ F A X 済（手続き済の場合に  記入）

◆ 該当の IB 申込控と一緒に綴込み保管（解約後 1 年保存）  
 原本 → 事務部      コピー → 営業店

【格納場所】 本部データ ⇒ 事務部 ⇒ IB

顧客番号				
事務部検印	事務部係印	検印	本人確認	説明・受付

(2022 年 7 月 1 日改定)